

令和3年度共同募金（令和4年度事業費）  
受配要望（施設臨時費）Q&A

<配分決定の時期について>

Q 1 今回要望書を提出して、決定まで約1年かかるのはどうしてですか？

A 共同募金は皆様から要望をいただき、募金運動前に目標額を決める「計画募金」です。今年度の募金運動で集められた募金で配分先を3月に決定するため、内定のご案内まで約1年かかります。

<配分対象施設について>

● 介護保険事業実施施設

Q 2 特養・ケアハウス・老人デイサービスセンターは全く配分対象外ですか？

A 特養・ケアハウス・老人デイサービスセンターは、基本的に介護保険事業を行っている施設であるため配分対象外としています。  
但し、ケアハウスのうち、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない施設は配分対象となります。  
なお、介護保険法による介護サービスを提供する施設は、高齢者施設に限らず対象外となります。

● 障害福祉サービス事業所

Q 3 複数のサービス事業を実施しています。拠点区分ごとに名称があり、独立して運営している施設の定員数を足して26名以上として申請することはできますか？

A できません。「NHK歳末たすけあい」を財源として対応しています。

● 障害者総合支援法における地域活動支援センター

Q 4 定員数が26名以上の地域活動支援センターは申請することはできますか？

A できません。定員数に関係なく「NHK歳末たすけあい」を財源として対応しています。

● 小規模な施設、法外施設（小規模作業所等）

Q 5 障害者総合支援法に基づく概ね25人以内の事業所、法外施設は、なぜ配分対象外となるのですか？

A 利用者人数が少ない施設に対して上限250万円で配分することは、全県的な地域福祉の観点から難しいからです。  
しかし、障害者総合支援法に基づく概ね25人以内の事業所、法外施設については、「NHK歳末たすけあい」を財源として対応しています。

Q 6 障害者総合支援法に基づく施設のなかで、定員と実際の人員の数が異なる場合があります。どちらで判断すればよいのでしょうか？

A 原則として、定員を採用してください。

### ● 新設の社会福祉施設

Q 7 既設の社会福祉法人が運営する事業開始後 1 年未満の新設の社会福祉施設は配分対象になりますか？

A 配分対象ではありますが、施設に対しては臨時費として配分する観点から、既設の社会福祉施設に比べて施設の補修や備品整備等の緊急度は低いと考えられ、配分の優先順位は低くなります。

### ● 社会福祉事業団

Q 8 社会福祉事業団は配分対象になるのですか？

A 県・市社会福祉事業団は社会福祉法人ではありますが、県・市の出資金・補助金等の公的支援により運営されていることから、民間社会福祉施設とは区分して考えるものとし、配分対象外としています。  
なお、公設民営の施設も配分対象外とします。

### ● その他の施設

Q 9 配分実施細則第 4 条（3）「その他、社会福祉を目的とする事業を行う施設で配分委員会が認めた施設」とはどんな施設を指すのですか？

A 各地域においてその他に該当すると考えられる施設がある場合は、県共募までお問い合わせください。

### ● 同一法人から複数施設の受配要望

Q 10 同一法人内に配分対象となる施設が 3 施設あるのですが、3 施設とも管内の共同募金委員会へそれぞれ要望書を提出してもいいですか？

A 配分財源に限りがあるため、要望書を提出できるのは、同一法人から 1 施設にしてください。特に財政状況が厳しく、老朽化に伴う施設改修や車両購入、故障頻度が高い物品等の購入などの事業が優先されます。

## ● 株式会社等営利活動を行う団体の受配要望

Q 1 1 株式会社が運営する社会福祉事業所がありますが、配分対象ですか。

A 対象外です。中央共同募金会の「共同募金助成方針」に「当該活動が、営利活動（中略）のための手段として行われているもの」は配分の対象としないと明記されています。

### <要望書類提出・業者への支払いについて>

#### ● 要望書類提出先

Q 1 2 法人本部の所在地と申請をしたい施設の所在地が異なる市町にある場合、どちらの共同募金委員会に書類を提出したらよいのでしょうか？

A 施設臨時費は法人単位ではなく各施設に対する配分であるため、当該施設の所在地の共同募金委員会へ書類を提出してください。

Q 1 3 添付書類の見積書1社（写）について、「商談メモ」や「取引メモ」等の写しでもよいのでしょうか？

A 「商談メモ」や「取引メモ」等、正式な見積書でないものは認めません。また、施設補修の場合は、規模・構造等を記入した平面図および状況の分かる写真や画像を提出してください。

#### ● 物品・車両購入業者、工事業者への支払い

Q 1 4 配分内定後、共同募金会からの配分金交付前に、施設で立て替えて業者に代金を支払ってもよいのですか？

A 支払わないでください。  
共同募金の趣旨から、施設の財政面等を考慮した上で配分内定していますので、配分金交付後に業者に支払ってください。

### <車両について>

#### ● 車両のオプション

Q 1 5 車両のオプションはどの範囲まで車両本体価格として認められるのですか？

A 車両のオプション及び税金や手続き代行等の諸費用は一切認められません。  
車両の要望対象（事業費総額）は、車両の本体価格（消費税を含むことはできません）のみとなります。

#### ● マイクロバス等

Q 1 6 マイクロバス等の「等」はどんなものを指すのですか？

A 福祉車両又はおおよそ400万円を超える車両を指します。

## <配分金交付申請>

### ● 交付申請書にかかる配分金交付申請額

Q 1 7 配分内定後、3社以上の見積りを実施した結果、事業費総額3/4の額が配分内定額よりも1万円以上安くなりました。このような場合は、配分金交付申請額はいくらになるのですか？

A 事業費総額3/4の額の1万円未満切捨てが申請額となります。

## <使途変更>

### ● 使途変更

Q 1 8 配分内定後に配分金の使途変更は可能でしょうか？

A 配分内定後の使途変更は認められません。  
しかし、車両メーカーや車種の変更（同じグレードのものに限る。）、工事内容の一部変更については、使途変更の申請をしていただき、県共募で審査の上、決定をいたします。

## <受配した際の共同募金 PR について>

Q 1 9 県内の寄付者に対してどのようなPR方法がありますか？

A 物品への受配シールの貼付、車両への受配表示、施設玄関等へ受配した旨の表示については原則行っていただきます。また、HPや広報紙等での紹介、地域住民が参加する行事・交流事業などで周知をする、印刷物に大きく共同募金配分金が財源であることを明記し本会マスコットあかはねちゃんや赤い羽根ロゴマークなどを表示するなどの方法もあります。下記のツールも併せてご活用ください。

兵庫県共同募金会マスコット

共同募金ロゴマーク・赤い羽根

